

学校法人会計基準のこれまでと、これから

～財務状況の評価に与える影響を考慮したうえで、

社会に対する説明責任をいかに適切に果たすべきか～

関東学院大学名誉教授 西野 芳夫

学校法人会計基準が大きく改正されました。もともと補助金目的として策定された会計基準を、今後は学校法人の経営判断に役立てるようにすること、また、社会に対する説明責任をも果たすことを狙いとして改正が行われたことは周知のとおりです。

《用意は万端か》

すでに文部科学省による詳細な説明会も終了し、また、各種のセミナー等も開催されたため、今回の改正内容については関係者の皆さんに十分理解されていることと思います。しかしながら、計算書類の作成に必要な改正点を理解しただけで、果たしてこれからの実践に向けて準備万端整ったといえるのでしょうか。

先週の土曜日（6月14日）に、ある機関誌の企画で「学校法人会計基準のこれまでとこれから」というテーマで座談会が行われ、私が司会を務めました。出席されたのは今回の改正に深く関わられた日本私立学校振興・共済事業団の方、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」の委員、公認会計士、大学法人の実務担当者の方々です。約2時間にわたりご専門の方々とお話をして、新しい会計基準に基づいて説明責任を果たしていくには、今後、大きな課題が残されていることを痛感した次第です。以下、主な課題を取り上げておきます。

《収支均衡の考え方について》

～従来の説明と整合性を持った説明は可能か～

もともと学校法人会計基準は補助金目的として策定されました。基本金制度を導入し、消費収支差額をもって収支均衡を判断し、学校法人の健全な経営を図るようにしたものです。学内においても、また、対外的にもこの消費収支差額をボトムラインとして財務状況を説明してきたわけです。ところが今回の改正では、消費収支計算が名称変更された事業活動収支計算書では区分経理が導入され、基本金組入前当年度収支差額（いわゆる帰属収支差額）と当年度収支差額（現行の消費収支差額）を計算表示することになります。

では、これら2つの数値をどう説明したらよいのでしょうか。従来の説明とどう整合性を持った説明を行うのかについては、基本金制度についてかなり深い理解が求められます。

《区分経理によって生じる様々な収支差額をどう説明するか》

また、今回の改正の大きな特徴の一つとして計算書類に区分経理を導入しました。このことによって、学校法人の経営評価にはどのような影響が生じるのでしょうか。採用された3区分の形式は企業会計と類似していますが、企業会計と同じような理解で収支差額を説明することは困難です。ではどう説明すればよいのでしょうか。

会計基準の変更が大学経営の評価に与える影響はこれからであり、じわじわと影響が出てくるのではないかと考えます。

《これからの課題》

会計基準が大きく改正され、そのことによって業績評価が大きく変わってしまうという経験は、企業の世界ではすでに国際会計基準の導入などで経験済みですが、学校法人にも同じようなことが生じる可能性が考えられます。今回の改正により財務状況の評価が今迄とは違ってることが予想されますので、このようなことは初めての経験といえるでしょう。

財務の担当理事あるいは実務担当者は計算書類を作成するだけでは担当者の責任は済まないわけです。新しい学校法人会計基準に基づいて作成した計算書類の新しい読み方、財務・経営評価をどのように正しく、わかりやすく、学内・社会の関係者に説明するのか、ということが今回の改正に関係して求められているのです。

このことは、事業報告書に記載する財務の概要の説明内容の見直しが必要となるだけでなく、さらに、大学マネジメントにおけるPDCAを踏まえた業績の包括的な開示、事業計画書の公表とセットとなった新・事業報告書への深化が要請されます。（2014.6.16）